

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社の事業目的は、1951年の創業以来、防食・防錆のリーディングカンパニーとして、半世紀にわたり蓄積された技術力を更に向上させ、さまざまな設備の延命化に尽くし、以って資源の保護や省エネなど地球環境の保全にも貢献することです。

また、経営理念は「顧客ニーズを先取りし、創造にチャレンジし、社会に貢献するとともに社業の発展を期する」であり、株主の皆様、お取引先、地域社会や従業員などの各ステークホルダーの満足度を高めることです。

上記の事業目的・経営理念を実現するためには、経営に対する責任の明確化及び外部からの牽制が働く組織や仕組みを構築し、コーポレート・ガバナンス機能を強化することが経営上の最も重要な課題と考えており、具体的には次の施策を講じております。

(1)当社の業態・規模などの実態に即し、統一した効率的な経営体とするために会社業務に精通した社内取締役を中心とした「監査役設置会社形態」を採用しておりますが、取締役9名中2名が社外取締役、また監査役4名中3名が社外監査役の体制としております。

(2)更に、取締役会機能を強化するため、経営と執行を分離し、執行機関としての経営方針会議の設置及び執行役員制度を導入しております。

(3)健全な内部統制環境と円滑な情報伝達の構築のため、遵守すべき行動規範としての「行動基準」の明文化及び内部通報制度(ホットライン)を設置しております。

(4)経営において不確実性が高いさまざまなリスクを認識し、どのように対応すべきかを経営に提言するリスクマネジメント委員会を設置しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三井金属鉱業株式会社	1,562,000	30.00
ナカボーテック社員持株会	396,391	7.61
ナカボーテック取引先持株会	353,000	6.78
日本生命保険相互会社	135,000	2.59
中川 哲央	128,700	2.47
株式会社三井住友銀行	100,000	1.92
三井住友信託銀行株式会社	100,000	1.92
合同会社ワイズ	100,000	1.92
有限会社福田製作所	74,000	1.42
佐藤 兼義	73,000	1.40

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3 月
-----	-----

業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中川 哲央	他の会社の出身者											○
大島 敬	他の会社の出身者							○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中川 哲央		——	主に創業者大株主の見地と、豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をしております。
大島 敬		その他の関係会社(三井金属鉱業(株)) 取締役兼常務執行役員兼関連事業統括部長	その他の関係会社の取締役兼常務執行役員 関連事業統括部長の見地と、豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をしております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	4	2	2	0	0	社内取締役

補足説明

委員会の構成員の他に、社外監査役3名が、アドバイザーとして参加(構成員ではない)。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査計画書に沿って、常勤監査役が会計監査に立会い意見交換するとともに、会計監査人が監査役会に会計監査結果を報告(年2回) 監査役は、会社の業務及び財産状況の調査その他職務の遂行にあたり、内部監査室と緊密な関係を保ち、効率的な監査の実施に努めています。また、監査役は内部監査室より、内部統制システムに係る状況とその監査結果等について月2回定例の報告を受け、必要に応じ調査を求めることもあります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
門脇 隆	他の会社の出身者													○
清水律男	他の会社の出身者									○				
小畑明彦	弁護士													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

	独立	
--	----	--

氏名	役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
門脇 隆		その他の関係会社(三井金属鉱業(株)) 常勤監査役	その他の関係会社の常勤監査役としての見地と、三井金属鉱山伸銅株式会社常務取締役としての豊富な経験を当社監査に反映していただくため、社外監査役として選任をしております。
清水律男		その他の関係会社(三井金属鉱業(株)) 関連事業統括部管理部長	その他関係会社の関連事業統括部管理部長の見地と、同社での豊富な経験を当社監査に反映していただくため、社外監査役として選任をしております。
小畑明彦	○	弁護士 独立役員	弁護士の資格を持ち、法律の見地から経営相談等に携わった豊富な経験を当社監査に反映していただくため、社外監査役として選任をしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

退職慰労金等により、インセンティブが付与されていると考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役に対する報酬は160,806千円(うち社外取締役2名5,550千円)であり、監査役に対する報酬は23,597千円(うち社外監査役3名4,140千円)であります。報酬及び人員は、平成26年6月27日開催の第71期定時株主総会終結の時をもって就任した取締役1名を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会で決議された限度額の範囲内において取締役会で承認された方法に基づいて決定をしています。取締役会は報酬額の決定基準、決定方法の変更及び各取締役の報酬額の決定を報酬委員会に一任でき、同委員会は、会社業績、各取締役の役位並びに経常利益、配当額等を総合的に勘案して報酬を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

事務局として総務部が、社外取締役及び社外監査役に対し、取締役会・監査役会等の開催日程を連絡、会議資料の事前配付等をしており、また日常の業務執行に関するサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 業務執行、監査・監督等について

当社は会社業務に精通した社内取締役を中心とした「監査役設置会社形態」を採用しており、その概要は次のとおりです。

- (1) 取締役会は、9名の取締役(社外取締役2名を含む)により構成されており、原則月1回の定例取締役会を開催する他、必要に応じ臨時取締役会を開催し、更に社外取締役制の導入により、各取締役の職務執行の透明性を向上させ、適正な経営が行われる体制としています。
- (2) 経営方針会議は、最高業務執行責任者及び執行役員兼務取締役の7名で構成されており、原則月2回の定例経営方針会議を開催する他、必要に応じ臨時経営方針会議を開催し、業務上の課題や問題点を共有し、執行の迅速化を図っております。
- (3) 内部監査室は必要に応じ、監査に関連する各種会議へ出席し、又は対象部署に対し、すべての帳簿、伝票その他の諸資料の提出及び関係者の説明報告その他の監査上必要な要求を行うことができます。これにより業務の有効性及び効率性の向上、財務報告の信頼性の確保、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全を図っております。
- (4) 監査役会は常勤監査役1名と社外監査役3名(うち弁護士1名)により構成されており、原則2ヵ月に1回の定例監査役会を開催しております。また、取締役会等の重要会議への出席、代表取締役と定期的な会合を持ち、取締役及び重要な使用人からの個別ヒアリング機会等を通じ、業務執行や財政状態及び法令遵守に関する監視・監督を行い、社内規定に基づく適正性を確認しつつ、経営の健全性と透明性の徹底を図っております。
- (5) 当社は、各取締役に対する定額報酬(月額)の支給額を、取締役報酬規程に基づき任意に設置した報酬委員会にて決定しております。報酬委員会は、社長、社外取締役、人事担当取締役で構成し、アドバイザーとして社外監査役が参加しております。

2. 会計監査について

当社は「あずさ監査法人」との間で監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく定期的な監査を受けております。平成26年度における業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

(1) 公認会計士の氏名等

指定有限責任社員 業務執行社員 中井 修
指定有限責任社員 業務執行社員 戸谷且典

(2) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 : 2名
その他 : 2名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は会社業務に精通した社内取締役を中心とした「監査役設置会社形態」を採用しておりますが、経営に対する責任の明確化及び外部からの牽制が働く仕組みとして、取締役9名中2名が社外取締役、また監査役4名中3名が社外監査役の体制となっております。更に取締役会機能を強化するため、経営と執行を分離し、取締役会は経営計画の策定と監督機能を担い、執行体制としては経営方針会議の設置及び執行役員制度を導入しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社2015年度第72期定時株主総会の招集通知は、6月5日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日回避の株主総会設定には留意しつつも、法定書類の作成日程や監査日程を十分確保し、慎重に決算事務を進めたいという点と、招集手続きに関する期間等を勘案して結果として決定したものにて、今後とも留意します。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	中間報告書、年次報告書、決算短信を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	1. IR担当部署:総務部 2. IR担当役員:渡辺 多喜男 3. IR事務連絡責任者:今井 靖	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境負荷の低減、環境汚染の防止をコンセプトとした技術開発に、積極的に取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

＜基本的な考え方及びその整備状況＞

内部統制とは、経営の執行者による企業内部統治と捉え、業務の執行にあたり、以下のとおり業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制を構築し、これを確実に実行することが事業目的・経営理念の実現、即ち株主の皆様、お取引先、地域社会や従業員などの各ステークホルダーの満足度を高めることと考えております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 社長が「社是」、「経営理念」及び「行動基準」の精神を伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底します。

(2) 取締役会規則等の社内規則により各取締役の権限を明確にし、更に社外取締役制の導入により、各取締役の職務執行の透明性を向上させ、適正な職務の執行がおこなわれる体制とします。

(3) 内部監査室の実効性を高め、監査役・会計監査人・内部監査室の3者による監査体制の確立を図ります。

(4) 法令上疑義のある行為等について、外部専門家を窓口にする内部通報制度（ホットライン）の運用等により、その適合性確保を図ります。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、文書管理規程に従い、文書又は電磁的媒体に記録し保存します。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクカテゴリー毎の責任部署及び各種委員会並びに新たに生じたリスクその他の対応機関としてのリスクマネジメント委員会を設置し、それぞれが規則の制定、研修の実施、マニュアルの作成等を行うとともに各種リスクに対応し、経営方針会議が総括的に管理します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営方針会議と執行役員制度を導入し、取締役会が定める年度経営方針及びこれに基づく数値目標につき、各部門に浸透を図ります。各部門はこの目標に向けて、具体的な行動計画の策定並びに予算の設定と、月次・四半期業績管理を実施し、取締役会、経営方針会議により定期的なレビューを行います。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムを構築し、その仕組が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関連法令等との適合性を確保します。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会の事務補助は総務部が行い、その人選については、監査役の意見を参考として決定する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

法令及び社内規則に従って、取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項を報告します。

8. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

使用人の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切行わない。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項

監査役が必要と認めるときは、監査役の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用するなど必要な監査費用を認める。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び重要な使用人からの個別ヒアリング機会を設けるとともに、内部監査室との連携を確保し、社長又は会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換を実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

＜反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方＞

社会の秩序や企業の健全な活動に影響を与える反社会的勢力に対しては、取引を含めた一切の関係を遮断すると共に、警察等関連機関とも連携し毅然とした姿勢で組織的に対応することを基本方針としております。

＜反社会的勢力排除に向けた整備状況＞

反社会的勢力が取引先や株主となって、不当要求を行う場合の被害を防止するため、契約書や取引約款に暴力団排除条項を挿入すると共に、可能な範囲内で自社株の取引状況を確認しております。

また、地区特殊暴力防止対策協議会等に参加し、地域や職域の暴力団排除活動に参加することとしております。

更に、反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、不当要求防止責任者を通じて反社会的勢力対応部署が対応することとし、当該部署は対応しないことになっております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

<適時開示体制の概要>

1. 当社は「内部情報管理規程」を制定し、当社の内部情報管理及び当社役職員の当社株券等売買に関する行動基準を定めていますが、その概略は以下のとおりです。

(1) 重要事実が発生した場合は、所管部がこれを確認し、担当役員及び総務部その他職務上関係ある部署に、発生した重要事実の内容を報告します。

(2) また、重要事実該当するか否かについて疑わしい場合にも、所管部は直ちに総務部にその概要を報告し、その指示に従わなければなりません。

(3) 重要事実の開示要否は、取締役会にて協議の上、開示時期も含めて決定し、総務部担当役員が重要事実の適時開示を行います。

2. 上記規程に沿って、当社は迅速・公正かつ遺漏のない適時開示に努めておりますが、重要事実の発生から適時開示に至るまでの流れを図示すると以下のとおりです。

報告 総務部担当役員 付議 取締役会承認 総務部担当役員
所管部 ⇒ 総務部 ⇒ (開示要否判断) ⇒ (総務部が開示文を起案・作成) ⇒ (適時開示)

(注) 取締役会は毎月1回定例的に開催されますが、開示が急を要する場合には、臨時取締役会が開催されます。

3. さらに、適時開示を含めて法令や規則を遵守し企業倫理に則った公正な企業活動を行うため、経営者並びに社員が拠るべき、「行動基準」を定めるとともに、社内不正の未然防止・早期発見の観点から、内部通報制度(ホットライン)を設けています。

